

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な運営が行われる組織体制の整備 (1) 機動的・効率的な組織運営 (2) 管理会計の活用による経営管理の向上 2 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b> <b>1. 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> 効率的な業務運営が行われるよう組織を整備するとともに、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備を図ること。	<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b> <b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b> 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<b>II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b> <b>1 効率的な運営が行われる組織体制の整備</b> <b>(1) 機動的・効率的な組織運営</b> 政策目的の実現並びに独立の経営体としての採算性の確保、経営効率の向上を図るため、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく組織の整備を行い、都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保、災害からの復旧・復興支援、都市開発の海外展開支援等の業務の実施において、社会経済情勢の変化に対し、SDGsやESG、DXといった視点を踏まえ、的確に対応するとともに、継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・継続的に事務・事業や組織の点検を行い、機動的に見直しを実施し、各事業の成果を最大化するために必要な、メリハリの効いた組織体制の整備が図られているか。	<主要な業務実績> 中期計画及び年度計画における所期の目標達成に向けて最大限の成果を上げられる組織を目指すとともに、脱炭素化や子育て支援等の新たな政策課題への対応や、情報セキュリティ対策の強化・DXの推進に資する体制を確保すること等を基本方針として、組織の見直しを行った。具体的には、震災復興支援業務の収束に伴う戻り分を、新規施策の推進、情報セキュリティの強化、都市再生に係る新規地区の事業推進、UR賃貸住宅の団地再生の推進等の重点業務へ適切に配置するなどした。	<評定と根拠> II-1-(1)(2)、2 評定：B 組織体制の整備に当たっては、業務運営の効率化とともに最大限の成果を上げるべく、事務・事業や組織の点検を行った。結果として、震災復興支援業務の収束に伴う体制の縮小を行うなどの見直しを実施しており、その一方で、脱炭素化に向けた新規施策の推進、情報セキュリティの強化、都市再生に係る新規地区の事業組成の推進、UR賃貸住宅のストック量の適正化に向けた団地再生の推進等といった業務に重点的に配置するなど、メリハリの効いた組織体制の整備が図られている。	
	<b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b> 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	<b>(2) 管理会計の活用による経営管理の向上</b> 経営情報を適時適切に把握する等、機構の経営管理・活動管理に、管理会計を引き続き活用する。	管理会計を活用し、部門別及び圏域・地区別の経営情報を適時適切に把握することにより、引き続き経営管理の徹底に努めるとともに、経営管理・活動管理の状況について、部門別の財務情報等を作成・公表した。 また、研修の実施等により、経営管理に対する意識の更なる強化を図った。	管理会計の活用により、引き続き経営管理の精度向上を図るとともに、部門別の財務情報等を適切に作成し、公表した。		
<b>2. 業務の電子化</b> 政策実施機能の最大化に資するIT基盤の整備、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性向上、テレワーク等の新たな勤務形態の実現等に資する新たなシステム導入を図ること。	<b>2 業務の電子化</b> 情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。	<b>2 業務の電子化</b> 情報セキュリティ対策の強化やIT技術の高度化にも対応しつつ、各業務システム・情報開示のあり方の見直し・改善を行い、顧客ニーズの多様化へ対応した利便性の向上を図るため、必要なIT基盤の整備を計画的に進める。	世の中におけるデジタル技術の急速な進化や社会経済情勢の変化等に的確に対応し、政府が定めた重点計画や整備方針も踏まえ、DXを通じて業務の効率化や業務プロセス等を改革することにより、お客様の満足度向上や社会の課題解決に貢献していくため、令和3年度にD	理事長自らのリーダーシップの下で推進していくためにDX推進方針を策定し、こうした機構におけるDX推進の姿勢を国民の皆様にも分かりやすく理解して頂けるようホームページに掲載し、積極的かつ効果的な情報発信を行った。今後方針に基づく全職員のリテラシー		

	<p>職員のワーク・ライフ・バランス推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステム導入を図る。</p>	<p>社会環境の変化を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、意思決定手続の迅速化など業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現に資する新たなシステムの導入やRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用拡大に向けた整備を図る。</p> <p>BIMの活用を前提とした設計図書の作成等を試行的に実施し、効果的な活用方法等の検証を進める。</p>		<p>Xを推進する組織・体制を構築した上で、DX推進方針を策定した。</p> <p>業務の電子化に係る取組として、以下のとおりシステム導入を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・RPAの活用拡大に向けて、開発ルール（開発標準）の整理・作成、導入事例紹介や問合せ窓口設置等の社内環境整備を行った。</li> <li>・平成9年度から約25年間利用した社内ネットワークシステムのグループウェアを刷新した（令和4年3月）。</li> <li>・顧客ニーズの多様化へ対応した利便性向上のため、令和2年度に公表したウェブアクセシビリティ方針に基づく取組みとして、機構ホームページ全ページ検査によって検出された約30万箇所の要改修箇所の対応を完了済（令和3年11月）。また、ホームページ担当者向けのウェブアクセシビリティ研修の開催（令和3年7月）により、職員対応力の向上を図った。</li> </ul> <p>業務の電子化に加え、職員のワーク・ライフ・バランスの更なる推進、業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態の実現の取組みとして、以下のとおりシステム導入を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ対策の強化のために必要な仮想環境（VDI：Virtual Desktop Infrastructure）を構築し、端末側にデータが保存されない仕様としたシンクライアントパソコンを全役職員に対して配布した（令和3年12月）。</li> <li>・これまでは会社支給のタブレットにおいて利用していたウェブ</li> </ul>	<p>向上及びデジタル人材の育成にも着手し、更なるDX推進によりお客様の満足度向上や社会課題の解決に貢献していく。</p> <p>RPAの活用拡大に向けた社内環境整備により、職員の意識が向上し、RPAに関する相談・提案が増え、今後の活用拡大が見込まれる。</p> <p>社内ネットワークシステムは、長期の運用により多くのカスタマイズを実施してきたことから設計思想が老朽化しており、ユーザの利便性、社内の情報共有、BCP対策等の点の課題があった。刷新において、ユーザが活用できるデータ容量の増加、ビジネスチャットやデータの複数者同時編集等の新機能、東日本及び西日本の双方に稼働拠点を設けるBCP対策を実施した結果、システムの利便性が向上したことにより、業務システムのあり方の見直し・改善を適切に実施した。</p> <p>また、機構ホームページについて、令和2年度公表したウェブアクセシビリティ方針に沿って、誰もが支障なく利用できるようにするため、ホームページを改善し、ウェブアクセシビリティの基本的対応を完了した。</p> <p>さらに、職員の働き方の選択肢拡大、各自が有する事情の中でも最大限効率を図り活躍できる環境を実現のため、情報セキュリティ対策を講じたシンクライアントパソコンによる在宅勤務等のテレワークを可能とするにより、職員のワーク・ライフ・バランス推進、業務の効率化・生産性の向上、テレワーク等の勤務形態を実現した。</p> <p>加えて、刷新した社内ネットワークシステムを活用することで、ウェブ</p>	
--	--	--	--	--	--	--

				<p>会議について、社内ネットワークシステム的环境下でも利用できる機能を導入した（令和4年1月）。</p> <p>新築分野において、諏訪団地設計B I M試行実施を行い、それに加え、集合住宅の設計B I Mガイドライン策定に着手した。保全分野において、既存住棟の外壁修繕工事に係る保全B I Mガイドラインを策定のうえ、西上尾第二団地で試行実施を行い、効果検証を行った。</p>	<p>会議時における資料共有が可能となり、コミュニケーションの更なる円滑化を可能とすることによる業務の効率化・生産性の向上を実現した。</p> <p>B I Mに係る試行実施及びガイドライン策定は、発注者メリットの発掘及びB I Mでの発注のための条件整備に効果があり、今後のB I M導入・普及に向けた課題の整理に寄与した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 3 適切な事業リスクの管理等 (1) 事業リスクの管理 (2) 事業評価の実施 4 一般管理費、事業費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (計画値)	▲3%以上	—	—	—	—	—	▲3%以上	—
一般管理費について、平成30年度と令和5年度を比較して3%以上に相当する額を削減 (実績値)	—	—	▲3.87%	▲0.09%	+21.09%	—	—	—
達成率	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<b>3. 適切な事業リスクの管理等</b> <b>(1) 事業リスクの管理</b> 機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。	<b>3 適切な事業リスクの管理等</b> <b>(1) 事業リスクの管理</b> 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<b>3 適切な事業リスクの管理等</b> <b>(1) 事業リスクの管理</b> 地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を推進する際には、事業リスクの的確な把握・管理を行うことが必要であり、採算性を考慮した上で、以下の通り事業着手の判断及び執行管理等を行う。 ① 新規事業着手に当たっては、機構が負うこととなる工事費、金利の変動等の事業リスクを十分踏まえて経営計画を策定し、事業着手の可否を判断する。 ② 事業着手後においても、定期的に、又は土地取得・工事着工等の重要な節目において、事業リスクの管理及び採算性の把握等を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。また、その精度向上を図るため、適宜、事業リスクの管理手法の見直しを行う。	<主な定量的な指標> - <その他の指標> - <評価の視点> ・事業リスクの把握・管理、及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行っているか。 ・事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施しているか。	<主要な業務実績> ① 新規事業着手段階の 12 地区すべてについて、リスクの抽出とその軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定して、事業着手の可否の判断を行った。 ② 事業実施段階のすべての地区（令和 3 年 4 月 1 日時点：177 地区）について、事業リスクの定期的管理を行い、これを踏まえ、30 地区について事業の見直しを行った。事業リスク管理手法については、特段の問題はなく、適切に運用されていることから、見直しは行っていない。  事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価 5 件、再評価 5 件、事後評価 2 件を実施した。 再評価及び事後評価については、学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会の審議結果を踏まえ、機構の対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。	<評定と根拠> II-3-(1)(2)、II-4 評定：B  新規事業着手段階の 12 地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、リスクの抽出・分析を行った上で、関係者との役割分担等のリスク軽減・分担方策を検討するとともに、事業リスクを踏まえた経営計画等を策定し、事業着手の可否についての判断を適切に実施した。 また、事業実施段階の 177 地区すべてについて、事業リスク管理手法に基づき、事業の進捗状況等を踏まえ、採算見通しやリスクの把握・分析を行った上で、定期的に事業の見直しの必要性を判断し、30 地区で見直しを実施した。 事業評価実施規程等に基づき、新規採択時評価 5 件、再評価 5 件、事後評価 2 件を実施した。 うち、再評価及び事後評価については、事業評価監視委員会の審議を経て対応方針を決定した。 事業評価結果については、情報公開窓口、ホームページ掲載等により公表した。  一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成 30 年度同水準以下となるよう、中期計画に掲げた目標の達成	
<b>(2) 事業評価の実施</b> 事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。	<b>(2) 事業評価の実施</b> 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。	<b>(2) 事業評価の実施</b> 個別事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、機構独自の事業評価規程等に基づき、新規、事業中及び事後の各段階に応じて、評価対象となる事業毎に、事業の必要性、費用対効果、進捗の見込み等について評価を行う。 また、再評価及び事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を踏まえ、必要に応じた事業の見直し、継続が適当でない場合の事業中止等の対応方針を定める。				
<b>4. 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努	<b>4 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努	<b>4 一般管理費、事業費の効率化</b> 一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）については、中期計画に掲げ	<評価の視点> ・一般管理費・事業費の効率化について、適切な経費削減及びコスト縮減等を行っているか。	一般管理費については、施設の整備等の一時的に増加する経費を除き、平成 30 年度同水準とした。 また、事業費については、政策的		

<p>め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。</p> <p>事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。</p>	<p>め、中期目標期間に想定される消費増税による増加分を経営合理化により吸収した上で、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）と中期目標期間の最終年度（令和5年度）を比較して3%以上に相当する額を削減する。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>	<p>た目標の達成に向けた効率化に努める。</p> <p>また、事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや、新たな制度の導入、調達方法の最適化、発注の効率化等を推進し、コスト削減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進する。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業において、多様な民間連携手法を活用し、事業特性やリスクに応じた適正な収益を確保することを前提に、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分する。</p>		<p>意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分するとともに、調達・コスト最適化を目指し、コスト構造の改善をより一層推進するため、下記の施策を実施し、令和3年度4,576億円分の工事調達を行った。</p> <p>① 市場や調達環境の分析</p> <p>市場動向調査による適正コストの把握や、約実績の分析による調達の現状把握を行い、調達・コスト最適化に係る施策評価及び次年度計画へのフィードバックを実施した。</p> <p>② 入札契約方式の見直し・新たな制度の導入・調達方法の最適化</p> <p>入札不調・不落を回避し、適正なコストでの工事等調達を行うため、難度の高い工事への技術提案・交渉方式の試行導入促進、総合評価方式（建築・設備部門）における地元企業の競争参加を促す地方都市再生事業版や競争参加者の事務負担を軽減し、参入障壁の低減を図る提案採用型を新たに導入した。</p> <p>また、建設事業者による柔軟な工期設定を可能とし、応札意欲を喚起する余裕期間制度（フレックス工期3方式）を導入した。</p> <p>③ 発注の効率化等</p> <p>調達・コスト最適化に係るノウハウや課題等を随時共有し、発注効率化への知識や意識の定着を図るため、機構職員向けの説明会やアンケートを実施した。</p> <p>また、機構職員及び応札者双方の事務手続を軽減するため、工事発注の大括り化や総合評価方式において施工計画の提案を求めない施工能力評価型の適用拡大等を実施した。</p>	<p>に向けた効率化に努めた。</p> <p>また、事業費については、厳しい調達環境が継続する中、働き方改革を念頭に調達・コストの最適化を推進するため、市場調査や入札契約方式の見直し等による調達・コスト環境の整備、発注見通し情報の提供や発注平準化等の施策展開による調達方法の最適化、意思決定の迅速化や発注事務手続の簡略化による発注効率化等を実施し、調達・コスト構造を着実に改善した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>	
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 入札及び契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>5. 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するための体制の強化を図るとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく取組を着実に実施すること。</p> <p>また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、毎年度当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p><b>5 入札及び契約の適正化の推進</b></p> <p>入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為排除の徹底及び調達合理化等を推進し、公共事業を実施する者としての信頼性が確保されるよう、入札談合等関与行為を確実に防止する観点から、引き続き研修等を行うとともに、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進や入札及び契約手続の見直し等を実施する。また、働き方改革を推進する観点から入札及び契約手続の改善を進める。これらについては、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づいた「調達等合理化計画」において適切に反映し、当該計画の策定及び公表を行う。更に、当該計画の取組状況について、年度終了後に自己評価を行い、併せてその結果についての公表を行う。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施について、監事の監査によるチェックを受けるものとする。</p>	<p>&lt;主な定量的な指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・「調達等合理化計画」を着実に実施するとともに、法令順守及び契約の適正性を確保するための取組を実施しているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1 入札談合等関与行為を確実に防止するための活動</p> <p>・公正取引委員会から講師を招聘した談合防止研修を実施した。</p> <p>・各種研修やeラーニングを活用し「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行った。</p> <p>2 「調達等合理化計画」の着実な実施</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、「令和3年度調達等合理化計画」を策定、公表の上、計画に定めた発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約関係書類の押印省略等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の実施状況については、年度終了後に自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において自己評価の点検を実施し、併せてその結果について公表を行った。</p> <p>3 入札及び契約の適正な実施</p> <p>監事の監査によるチェックを受けた。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; II-5</p> <p>評定：B</p> <p>談合防止研修の継続実施及び「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底を行い、入札談合等関与行為の確実な防止を図った。</p> <p>「令和3年度調達等合理化計画」については、本計画で定めた、発注の効率化に係る施策、調達コストの削減及び競争性の確保等に係る施策、契約業務研修の実施、「発注者綱紀保持規程」等を周知徹底させる施策を着実に実施した。特に、働き方改革を推進する観点から令和2年度に策定した「コロナ時代の働き方改革と適切な発注・契約を両立させる業務改善プラン」に掲げた発注・契約関係書類の押印省略等の施策を推進し、機構及び事業者双方の事務負担の軽減と手続期間の短縮を図った。</p> <p>また、本計画の策定及び自己評価にあたっては監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において点検を実施した。</p> <p>入札及び契約の適正な実施について監事の監査によるチェックを受けた。</p> <p>これらを踏まえ、B評定とする。</p>	

4. その他参考情報

無し